

令和3年1月14日（木）

## 総務委員会資料

### 報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について  
(防災危機管理課) . . . . . P 1
2. 島根県被災者生活再建支援制度の改正について  
(防災危機管理課) . . . . . P 5
3. 島根県総合防災訓練（図上訓練）について  
(防災危機管理課) . . . . . P 6

防 災 部

新型コロナウイルス感染症への対応について  
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
12月9日(水)		県内感染者確認(1名、出雲市、計159名)
12月10日(木)		県内感染者確認(6名、出雲市、計165名)
12月12日(土)		県内感染者確認(1名、安来市、計166名)
12月13日(日)		県内感染者確認(2名、安来市・出雲市、計168名)
12月15日(火)		県内感染者確認(2名、出雲市、計170名)
12月16日(水)		県内感染者確認(4名、出雲市、計174名)
12月17日(木)		県内感染者確認(4名、出雲市、計178名)
12月18日(金)		<p>県内感染者確認(1名、出雲市、計179名)</p> <p><b>第19回県対策本部会議</b> 知事指示事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の感染状況を踏まえ、県民及び県内への帰省・旅行を予定されている方々に対し、都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域からの帰省・旅行については、ご家族と相談するなど、慎重に判断すること等を要請</li> </ul>
12月19日(土)		県内感染者確認(2名、松江市・浜田市、計181名)
12月22日(火)		県内感染者確認(5名、松江市、計186名)
12月23日(水)		県内感染者確認(3名、松江市・出雲市、計189名)
12月24日(木)		県内感染者確認(1名、松江市、計190名)
12月25日(金)		<p>県内感染者確認</p> <p>(4名、安来市・出雲市・松江市、計194名)</p>
12月26日(土)		<p>県内感染者確認</p> <p>(8名、松江市・出雲市・浜田市、計202名)</p>
12月27日(日)		県内感染者確認(3名、松江市・浜田市、計205名)

日付	国	島根県
12月28日(月)		県内感染者確認(2名、浜田市・出雲市、計207名)
12月31日(木)		県内感染者確認(2名、松江市・安来市、計209名)
1月1日(金)		県内感染者確認(4名、安来市、計213名)
1月2日(土)		県内感染者確認(1名、松江市、計214名)
1月4日(月)		県内感染者確認(1名、松江市、計215名)  <b>第20回県対策本部会議</b> 知事指示事項 (県民向け) ・年末以降の対策にもかかわらず、全国においては、飲食を介した感染の拡大傾向が収まっておらず、島根県にも、その傾向が及んでいるため、県民に対し、県外の人との飲食を控えること等を要請
1月5日(火)		県内感染者確認(1名、出雲市、計216名)
1月6日(水)		県内感染者確認(2名、出雲市・松江市、計218名)
1月7日(木)	<b>緊急事態宣言(～2月7日)</b> <b>基本的対処方針の変更</b> (緊急事態宣言対象地域) 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県	県内感染者確認(3名、邑南町・松江市、計221名)  <b>中国地方知事会</b> 感染拡大を防ぐため、県境を越える往来について、以下のメッセージを発信 ・緊急事態宣言が発出される1都3県との不要不急の往来を控えること ・緊急事態宣言が発出されていない地域との往来については、行先の自治体が出しているメッセージなどを確認し、慎重に判断すること
1月8日(金)		県内感染者確認(3名、県外・松江市、計224名)  <b>第21回県対策本部会議</b> 知事指示事項 (県民向け) 1月7日に東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県 の1都3県を緊急事態措置を実施すべき区域として緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス

日付	国	島根県
		<p>ルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことを踏まえ、県民に対し以下のとおり要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請の期間は令和3年2月7日までとする</li> <li>・緊急事態措置を実施すべき区域となる東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県との往来を控えること</li> <li>・この他に、北海道札幌市・旭川市、福島県福島市、茨城県、栃木県、群馬県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県広島市、長崎県長崎市、宮崎県などのように都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること、特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること</li> <li>・ただし、やむを得ない仕事や、就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないこと</li> <li>・職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染症対策に取り組むこと</li> <li>・飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①「県外の人との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること</li> <li>②県外から帰省された方がおられるご家庭の方は、帰省者が戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること</li> <li>③県外に帰省された方も、県内に戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること</li> </ul> </li> </ul>

日付	国	島根県
		<p>④「接待を伴う飲食店」については、引き続き、県外での利用を控えること、県内でも県外の人との利用を控えること</p> <p>ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>冬期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、「寒冷的場面における新型コロナの感染防止等のポイント」に示されたとおり、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと</li> <li>感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること</li> <li>厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること （事業者の方向け）</li> <li>感染拡大防止のため各業界団体が主体となり業種毎に実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し実践すること</li> <li>事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと （イベントなど、催物の主催者の方向け）</li> <li>イベント開催の目安については、「島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）」によること</li> </ul>
1月9日(土)		県内感染者確認（3名、安来市・松江市、計227名）
1月12日(火)		県内感染者確認（1名、松江市、計228名）
1月13日(水)	<p><b>緊急事態宣言（～2月7日）</b>  <b>基本的対処方針の変更</b>  （緊急事態宣言対象地域）栃木県、岐阜県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県を追加</p>	

## 島根県被災者生活再建支援制度の改正について

自然災害で住家が被災した世帯を対象に支援金を支給する国の被災者生活再建支援法が改正されたことに伴い、島根県の単独支援制度を改正する。

### 1. 国の制度の改正内容

- (1) 住宅の被害区分について、「半壊」の区分を、家屋の損害割合が30%以上40%未満の「中規模半壊」と20%以上30%未満の「半壊」に見直し
- (2) 「中規模半壊」を新たに支援対象に追加（R2.12.4施行、令和2年7月豪雨災害も遡及適用）

### 2. 県制度の改正

県制度では、従来より「半壊」を県単で支援対象としていたが、「中規模半壊」が新たに国の支援対象となったことに伴い次の内容を改正

- (1) 国の制度に併せ、被害程度区分を見直し
- (2) 「中規模半壊」で国の支援対象となる「建設・購入」や「賃借」を県の支援対象に追加
- (3) 新たに国の支援対象となったが、国の支援額が現行の県制度の支援額を下回る場合は、県制度で差額分を支援
- (4) 施行日は、令和2年12月28日で、県制度においても、令和2年7月豪雨災害を遡及適用

国制度（10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等を対象）

半壊 20%以上 40%未満	支援対象外	→	中規模半壊 30%以上40%未満	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円 (定額渡し切り)
			半壊 20%以上30%未満	支援対象外

県制度（国制度が適用されない市町村も対象）

半壊 20%以上 40%未満	補修 100万円 (実費上限)	→	中規模半壊 30%以上40%未満	建設・購入 100万円 補修 100万円 賃借 25万円 (実費上限)
			半壊 20%以上30%未満	補修 100万円(実費上限)

## 島根県総合防災訓練（図上訓練）について

### 1. 目的

災害対策基本法第48条及び島根県地域防災計画に基づき、県災害対策本部運営の図上訓練を実施し、県の災害対応能力の向上と県・市町村との連携体制の強化を図る。

### 2. 訓練概要

(1) 日時：令和3年1月19日（火）9:00～16:00

(2) 場所：島根県庁6階 災害対策本部室

(3) 内容

① 訓練方式：ロールプレイング方式による図上訓練

ア 県災害対策本部設置訓練

イ 総合防災情報システムによる県・市町村の情報伝達訓練

ウ 地震発生時の県対策本部の情報収集・整理訓練

② 想定：浜田市沿岸での地震発生

③ 参加者：県災害対策本部職員、浜田市、江津市防災担当職員

※浜田市、江津市職員は、リモート参加

※訓練参加者は、検温、マスク・フェイスガード着用